

最高裁秘書第5084号

平成30年12月11日

林弘法律事務所

弁護士 山中 理 司 様

最高裁判所事務総長 今 崎 幸 彦



司法行政文書開示通知書

11月22日付け（同月26日受付，最高裁秘書第4977号）で申出のありました司法行政文書の開示について，下記のとおり開示することとしましたので通知します。

記

- 1 開示する司法行政文書の名称等
「司法修習の終了等の通知について」と題する文書（片面で1枚）
- 2 開示の実施方法
写しの送付

担当課 秘書課（文書室）電話03（3264）5652（直通）

平成30年11月19日

平成29年度（第71期）司法修習生考試応募者 殿

司法修習生考試委員会庶務担当

最高裁判所事務総局人事局任用課試験係

司法修習の終了等の通知について

司法修習の終了又は司法修習生考試の不合格については、12月11日（火）午後4時に不合格者の受験番号を司法研修所西館1階の掲示板に掲示し、最高裁判所ウェブサイト内の司法研修所のページにも掲載するとともに、12月12日（水）に、下記の書類を簡易書留郵便により送付します。ついては、司法修習生考試5日目（11月22日（木））の考試開始前に、考試試験室において配布される封筒に、これらの書類の送付先を記載し、係員の指示に従って提出してください。

なお、送付先は、12月12日（水）以後に当該郵便物を確実に受領できる場所にしてください。毎年、終了証書を受領しない者が多数見受けられるので、必ず受領してください。

おって、12月18日（火）までに下記1又は2の郵便物が届かない場合は、12月19日（水）午後5時までに、最高裁判所事務総局人事局任用課試験係（電話番号03-3264-8111 内線3323, 3386）に電話で照会をしてください（司法修習の終了及び司法修習生考試の合否に関する電話での問い合わせには、最高裁判所・司法研修所のいずれにおいても一切応じませんので御注意ください。）。

記

- 1 司法修習生考試合格者 終了証書
- 2 司法修習生考試不合格者 司法修習生考試不合格通知書及び罷免辞令書